

奈良県告示第五百九号

奈良県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（平成二十三年十月奈良県告示第
三百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」を「奈良県県土マネ
ジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」に改める。